

令 6 医 務 保 険 第 2 8 1 号
令 和 6 年 (2024 年) 5 月 9 日

山 口 県 医 師 会 長
山 口 県 歯 科 医 師 会 長 様
山 口 県 病 院 協 会 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 医 務 保 険 課 長

電 子 処 方 箋 の 活 用 ・ 普 及 促 進 助 成 事 業 の 実 施 に つ い て (事 前 の お 知 ら せ)

本 県 の 保 健 医 療 行 政 の 推 進 に つ い て は 、 平 素 か ら 格 別 の 御 協 力 を 賜 り 、 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す 。

こ の こ と に つ い て は 、 令 和 6 年 3 月 2 9 日 付 け 令 5 医 務 保 険 第 1 7 0 5 号 に よ り 、 事 前 の お 知 ら せ を し た と こ ろ で す が 、 社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 (以 下 、 「 支 払 基 金 」 と い う 。) に よ る 補 助 金 等 の 決 定 状 況 等 を 踏 ま え 、 下 記 の と お り 申 請 受 付 期 間 を 変 更 し ま す の で 、 あ ら か じ め お 知 ら せ し ま す 。

な お 、 県 内 医 療 機 関 の 管 理 者 あ て に 、 下 記 の 内 容 を 直 接 通 知 し て い る こ と を 申 し 添 え ま す 。

ま た 、 事 業 の 詳 細 や 申 請 方 法 等 は 、 決 定 後 に 改 め て お 知 ら せ し ま す 。

記

1 申 請 受 付 期 間 (予 定)

変 更 前 : 令 和 6 年 5 月 上 旬 か ら 令 和 6 年 1 2 月 下 旬 ま で

変 更 後 : 令 和 6 年 6 月 上 旬 か ら 令 和 7 年 1 月 下 旬 ま で

※ 予 算 の 上 限 に 達 す る 場 合 に は 、 申 請 期 間 を 短 縮 す る こ と が あ り ま す 。

2 申 請 書 類 等 (予 定)

- 電 子 処 方 箋 活 用 ・ 普 及 促 進 助 成 金 申 請 書 (様 式 は 、 詳 細 決 定 後)
- 支 払 基 金 か ら 交 付 さ れ た 補 助 金 等 決 定 通 知 書 の 写 し
- 支 払 基 金 か ら 補 助 金 等 の 交 付 対 象 と さ れ た 総 事 業 費 を 証 す る 書 類 の 写 し
- 口 座 番 号 ・ 名 義 等 が 確 認 で き る 振 込 先 口 座 の 通 帳 の 写 し (表 紙 の 裏 面)
- 助 成 金 の 給 付 を 受 け た 医 療 機 関 は 、 一 定 期 間 、 県 の 医 療 費 適 正 化 の 取 組 に 協 力 いた だ く こ と が あ り ま す 。（ 内 容 は 、 詳 細 決 定 後 ）

3 助 成 金 額

支 払 基 金 に よ る 補 助 金 等 の 上 乗 せ 事 業 の た め 、 助 成 金 額 の 算 定 根 拠 と な る 導 入 費 用 は 、 支 払 基 金 へ の 補 助 金 等 申 請 で 認 定 さ れ た 額 と な り ま す 。

(1) 電 子 処 方 箋 管 理 サ ー ビ ス の 導 入 に 係 る 費 用 へ の 助 成

施 設 区 分	助 成 金 額	支 払 基 金 補 助 と の 合 計 額
大 病 院 (許 可 病 床 200 床 以 上)	導 入 費 用 の 1/6 (81. 1 万 円 を 上 限)	導 入 費 用 486. 6 万 円 を 上 限 に 1/2 (支 払 基 金 1/3 補 助 を 含 む)

病院 (許可病床200床未満)	導入費用の1/6 (54.3万円を上限)	導入費用325.9万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
診療所 (医科・歯科)	導入費用の1/4 (9.7万円を上限)	導入費用38.7万円を上限に3/4 (支払基金1/2補助を含む)

(2) 電子処方箋を導入済みの医療機関に対する、電子処方箋管理サービスの新機能拡充に係る費用への助成

施設区分	助成金額	支払基金補助との合計額
大病院 (許可病床200床以上)	導入費用の1/6 (22.6万円を上限)	導入費用135.6万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
病院 (許可病床200床未満)	導入費用の1/6 (16.7万円を上限)	導入費用100.0万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
診療所 (医科・歯科)	導入費用の1/4 (6.1万円を上限)	導入費用24.5万円を上限に3/4 (支払基金1/2補助を含む)

※ 新機能とは、「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能を指します。

(3) 新機能と電子処方箋管理サービスの導入を同時に行った医療機関に対する助成

施設区分	助成金額	支払基金補助との合計額
大病院 (許可病床200床以上)	導入費用の1/6 (100.3万円を上限)	導入費用602.2万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
病院 (許可病床200床未満)	導入費用の1/6 (67.6万円を上限)	導入費用405.9万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
診療所 (医科・歯科)	導入費用の1/4 (13.5万円を上限)	導入費用54.2万円を上限に3/4 (支払基金1/2補助を含む)

4 ホームページURL

(1) 山口県医務保険課

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/250204.html>

(2) 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

(3) 医療機関向け総合ポータルサイト (電子処方箋)

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

<p style="text-align: center;">担 当</p> <p style="text-align: center;">保険指導班 市川</p> <p style="text-align: center;">TEL 083-933-2825</p> <p style="text-align: center;">FAX 083-933-2939</p>
--

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

電子処方箋の活用・普及促進助成事業の実施について（事前のお知らせ）

本県の保健医療行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについては、令和6年3月29日付け令5医務保険第1705号により、事前のお知らせをしたところですが、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）による補助金等の決定状況等を踏まえ、下記のとおり申請受付期間を変更しますので、あらかじめお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、決定後に改めてお知らせします。

記

1 申請受付期間（予定）

変更前 : 令和6年5月上旬から令和6年12月下旬まで

変更後 : 令和6年6月上旬から令和7年1月下旬まで

※ 予算の上限に達する場合には、申請期間を短縮することがあります。

2 申請書類等（予定）

- 電子処方箋活用・普及促進助成金申請書（様式は、詳細決定後）
- 支払基金から交付された補助金等決定通知書の写し
- 支払基金から補助金等の交付対象とされた総事業費を証する書類の写し
- 口座番号・名義等が確認できる振込先口座の通帳の写し（表紙の裏面）
- 助成金の給付を受けた医療機関は、一定期間、県の医療費適正化の取組に協力いただくことがあります。（内容は、詳細決定後）

3 助成金額

支払基金による補助金等の上乗せ事業のため、助成金額の算定根拠となる導入費用は、支払基金への補助金等申請で認定された額となります。

（1）電子処方箋管理サービスの導入に係る費用への助成

施設区分	助成金額	支払基金補助との合計額
大病院 (許可病床200床以上)	導入費用の1/6 (81.1万円を上限)	導入費用486.6万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
病院 (許可病床200床未満)	導入費用の1/6 (54.3万円を上限)	導入費用325.9万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
診療所 (医科・歯科)	導入費用の1/4 (9.7万円を上限)	導入費用38.7万円を上限に3/4 (支払基金1/2補助を含む)

(2) 電子処方箋を導入済みの医療機関に対する、電子処方箋管理サービスの新機能拡充に係る費用への助成

施設区分	助成金額	支払基金補助との合計額
大病院 (許可病床200床以上)	導入費用の1/6 (22.6万円を上限)	導入費用135.6万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
病院 (許可病床200床未満)	導入費用の1/6 (16.7万円を上限)	導入費用100.0万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
診療所 (医科・歯科)	導入費用の1/4 (6.1万円を上限)	導入費用24.5万円を上限に3/4 (支払基金1/2補助を含む)

※ 新機能とは、「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能を指します。

(3) 新機能と電子処方箋管理サービスの導入を同時に行った医療機関に対する助成

施設区分	助成金額	支払基金補助との合計額
大病院 (許可病床200床以上)	導入費用の1/6 (100.3万円を上限)	導入費用602.2万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
病院 (許可病床200床未満)	導入費用の1/6 (67.6万円を上限)	導入費用405.9万円を上限に1/2 (支払基金1/3補助を含む)
診療所 (医科・歯科)	導入費用の1/4 (13.5万円を上限)	導入費用54.2万円を上限に3/4 (支払基金1/2補助を含む)

4 ホームページURL

(1) 山口県医務保険課

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/250204.html>

(2) 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

(3) 医療機関向け総合ポータルサイト (電子処方箋)

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top

<p>担 当 保険指導班 市川 TEL 083-933-2825 FAX 083-933-2939</p>
--